

社団法人日本内分泌学会 定款施行細則

施行 昭和59年12月11日	改訂 平成9年6月1日	改訂 平成18年5月19日
改訂 昭和60年5月14日	改訂 平成10年6月4日	改訂 平成19年6月14日
改訂 昭和61年5月14日	改訂 平成11年5月31日	改訂 平成20年5月16日
改訂 平成元年6月1日	改訂 平成12年6月16日	改訂 平成21年4月23日
改訂 平成2年5月17日	改訂 平成13年6月29日	改訂 平成22年3月25日
改訂 平成5年6月3日	改訂 平成14年6月28日	改訂 平成22年7月2日
改訂 平成8年7月3日	改訂 平成16年6月24日	

第一章 会 員

- 第 1 条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込用紙に必要事項を記入し、代議員1名の推薦を添えて、署名の上、会費とともに理事長あて提出しなければならない。
- 第 2 条 本会の会員の会費は次の通りとする。
- | | | |
|----------|-------|-----------|
| (1) 正会員 | 年額 | 12,000 円 |
| (2) 代議員 | 年額 | 15,000 円 |
| (3) 学生会員 | 年額 | 3,000 円 |
| (4) 賛助会員 | 年額 一口 | 100,000 円 |
- 第 3 条 入会が承認された場合には、その氏名を機関誌に掲載する。
- 第 4 条 会員はその年度の6月1日までに、会費を本会事務所に納入するものとする。
- 第 5 条 学部学生および学部卒業後2年間の者を学生会員とする。但し、本人の意思により役員選挙権を有する正会員を選択することができる。
2. 退会を希望する者は、その旨理事長あて本会事務所に申し出るものとする。
 3. なお、正会員は3年以上の会費が未納の場合には、自然退会とみなす。

第二章 代議員及び代議員会

- 第 6 条 原則として会員歴10年以上を有し、本会の事業に貢献した正会員は、業績表、理由書、履歴書を添えて、代議員としての資格を理事長あてに申請することができる。代議員の任期は4年とし、理事会は再任を推薦することができる。
- 代議員は満65歳の誕生日をむかえた年度末をもって任期を満了し、功労評議員となる。
- 第 7 条 代議員は代議員会を組織して、この細則に定める事項を行うほか、評議員会の評議事項について審議し、評議員会に意見を答申する。
- 第 8 条 代議員会は毎年1回総会、評議員会に先立って、理事長が招集する。

第三章 役員及び評議員

- 第 9 条 定款第11条における理事のうち、14名は2年以上の会員歴を有する正会員の選挙により総会で選任し、その他理事6名以内を、理事長の推薦により総会で選任する。選挙による理事は原則としてそのまま1期再任される。2期終了後に被選挙権を有し、選任された場合には更に2期を上限として任期を延長することができる。監事は、2年以上の会員歴を有する正会員の選挙により選任する。監事は原則としてそのまま1期再任される。
- 第 10 条 前条に記載した選挙は、理事長が委嘱した選挙管理委員会が、郵便投票により行う。
- 第 11 条 理事・監事の選任は、全国区で行う。
- 第 12 条 2年以上の会員歴を有する正会員は代議員中より、2年毎に理事候補者を選挙により選任する。理事候補者数は、基礎、内科、内科以外の臨床の選挙権者の割合や学会の方針等を参考に3領域に割り当てることとし、具体数は理事会において算定し、代議員会、総会の承認を得る。

- 第 13 条 監事は代議員より 2 名選任する。監事の選任は、2 年毎に理事選挙と同時に行う。
2. 理事・監事の選挙においては、選挙の結果、得票数最上位の者、また、最上位の者が複数ある場合は、会員歴の長い者を選任するものとする。
- 第 14 条 選挙された理事・監事が任期の途中で辞任したときは、当該地区・専門分野の被選挙人のうちから次点のものを繰り上げて、総会で選任する。繰り上げ当選者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 理事・監事の両者に当選した場合には、理事の当選を有効とし、監事の選挙の次点者を監事当選とする。
- 第 15 条 理事会は代議員の中から評議員を総会に推薦する。推薦にあたっては、当該代議員の代議員会への出席、学会誌への投稿その他、学会活動の状況等を参考にする。

第四章 会 長

- 第 16 条 会長候補者選定委員会により推薦された会長候補者は、代議員会での選挙、評議員会および総会での承認を得て決定する。
- 第 17 条 会長は年次学術総会の運営にあたる。
- 第 18 条 理事長は、代議員会の 5 箇月前までに各代議員へ通知し、次々々期会長候補の立候補を受け付ける。
- また、理事長は一定のノミネート期間を設け、自薦・他薦に加え、支部グループや領域別グループからノミネートを受け付ける。
2. 会長候補者選定委員会は、立候補者の所信を参考に、業績と学会の将来を勘案して、次々々期会長候補者を 3 名以内に絞り込み、理事会の承認を得て代議員会に提案する。
3. 代議員会は提案された候補者について選挙を行い、有効投票の過半数の支持を得た場合、次々々期会長候補者とする。次々々期会長候補者は、評議員会、次年度総会の承認を得て正式に決定される。
- 第 19 条 会長が任期途中で辞任したときは、理事会が会長代行を指名する。

第五章 会務の分担及び委員会

- 第 20 条 理事長を除く理事は庶務、会計、編集、刊行等に関する会務を分担することとし、理事長はそれぞれの会務の担当理事を推薦する。また、定款 13 条 2 項の施行のために、理事長は必要に応じ若干名の副理事長を指名することができる。いずれも理事会、評議員会、代議員会及び総会の承認を得る。
2. 理事長は必要に応じ特別の会務を担当し理事会に出席する幹事を若干名推薦することができる。任期は 2 年とし、理事会、評議員会、代議員会及び総会の議を経て承認を得る。再任は妨げない。
- 第 21 条 庶務、会計、刊行、企画広報、専門医制度、中堅若手育成、女性医師専門医育成・再教育、学術国際、倫理、会長候補者選定、学術総会プログラム、研究奨励賞選考、保険、臨床重要課題、の会務を遂行するためにそれぞれ常置委員会を設ける。
- 第 22 条 各委員会は担当理事または担当幹事と理事会の承認を得て理事長が任命した委員とによって構成される。委員の任期は原則として 2 年とし、再任を妨げない。
- 第 23 条 各委員会の内規は別にこれを定める。
- 第 24 条 庶務委員会は次の事項を担当する。
- (1) 会員に関する事項
入会、退会、正会員の資格認定
 - (2) 評議員及び代議員に関する事項
評議員及び代議員の選出に関する手続き、評議員会及び代議員会の議案と記録
 - (3) 理事会に関する事項
理事会の議案と記録
 - (4) 記録の保管と雑誌への掲載
 - (5) 外部との折衝に関する事項
 - (6) 文書の発受及び保管
 - (7) 職員に関する事項

- (8) 物品の管理
 - (9) 学術集会に関する事項
 - (10) 他の委員会との連結
 - (11) その他、庶務に関する事項
- 第 25 条 会計委員会は次の事項を担当する。
- (1) 現金の出納及び保管
 - (2) 会費の請求及び収納
 - (3) 予算及び決算に関する事項
 - (4) 会計帳簿及び証書類の整理及び保管
 - (5) 物品購入、給与の支出、雑誌出版費用の支出
 - (6) 決算について公認会計士による監査を受ける。
 - (7) その他、会計資産に関する事項
- 第 26 条 刊行委員会は次の事項を担当する。
- (1) Endocrine Journal、日本内分泌学会雑誌、会員連絡などの刊行業務の統括
 - (2) 機関誌のあり方に関する検討
 - (3) 理事会の諮問に基づく刊行問題の審議
- 第 27 条 Endocrine Journal（以下EJ）編集委員会は次の事項を担当する。
- (1) EJの編集およびその編集に関わる案件の検討
- 第 28 条 会長候補者選定委員会は次の事項を担当する。
- (1) 会長候補者を選出し、代議員会に推薦する。
- 第 29 条 学術総会プログラム委員会は次の事項を担当する。
- (1) 学術総会のプログラムを立案する。
 - (2) 演題選定委員を選出する。
- 第 30 条 専門医制度委員会は次の事項を担当する。
- (1) 日本内分泌学会内分泌代謝科専門医・指導医・教育施設等の認定、資格の更新などに関する事項
 - (2) 上記の目的のために本委員会に基幹学会（日本内科学会、日本小児科学会、日本産科婦人科学会など）ごとに試験小委員会を設ける。
- 第 31 条 中堅若手育成委員会は次の事項を担当する。
- (1) 内分泌代謝学に関わる中堅若手の育成及び支援。
 - (2) 前項の目的のために本委員会に生涯教育部会を置く。また、同部会は臨床重要課題等の検討を行うほか、臨床内分泌代謝Updateと内分泌代謝学サマーセミナーの各集会長を理事会に推薦する。各集会長は理事会の議を経て決定される。
- 第 32 条 女性医師専門医育成・再教育委員会は次の事項を担当する。
- (1) 女性医師専門医の育成及びその推進並びに再教育
- 第 33 条 学術国際委員会は次の事項を担当する。
- (1) 国際内分泌学会との連携
 - (2) アジア地域の内分泌学会との連携
 - (3) その他の関連事項
- 第 34 条 倫理委員会は次の事項を担当する。
- (1) 臨床研究に係る利益相反委員会の運営
 - (2) 学会主導型の臨床研究等における倫理に係る問題の審議
 - (3) その他の倫理に係る事項
- 第 35 条 企画広報委員会は本学会の目的を達成するために必要な事業の企画並びに広報活動を行なうこととし、次の事項を担当する。
- (1) 学会の運営についての立案および事業の企画に関する事項を担当する。
 - (2) 本委員会に広報部会およびホームページ小委員会を置き、学会と学会員との情報交換、各委員会の報告に関する広報、電子メディアの活用による各方面への広報活動およびその他の広報活動に関する業務を担当する。

- 第 36 条 研究奨励賞選考委員会は、次の事項を担当する。
(1) 研究奨励賞およびEJ 優秀論文賞の受賞候補者を選出し、理事会に答申する。
(2) 若手研究奨励賞(YIA)の受賞者を選出し、理事会に報告する。
- 第 37 条 保険委員会は次の事項を担当する。
(1) 新規医療技術の保険収載の申請
(2) 包括医療の改訂に関する要望書作成
(3) 未承認薬と承認薬の適応拡大の要望書作成
(4) 内科系保険連合会、MDC 作業班との連携
(5) 保険に関わるそのほかの案件の対応
- 第 38 条 臨床重要課題委員会は次の事項を担当する。
(1) 新規課題の選定及び当該ワーキンググループ担当者の検討
(2) 査読委員会の設置及び当該委員の選定
(3) 選定課題の進捗状況の確認並びに中間評価及び修正提案
(4) 成果報告の評価及び修正提案
- 第 39 条 理事会は必要に応じて専門委員会を置くことができる。専門委員は理事長が任免する。

第六章 機 関 誌

- 第 40 条 本会は、機関誌として、欧文誌 (Endocrine Journal) と和文誌 (日本内分泌学会雑誌) を刊行する。和文誌は学会抄録号、特集号などとして刊行する。
- 第 41 条 会員以外で機関誌を購読する者は、雑誌購読負担金として、15,000 円を納入するものとする。但し、欧文雑誌を希望しない場合は 10,000 円とする。
- 第 42 条 機関誌への投稿は、原則として雑誌を購読しているものに限る。例外については編集委員会内規により規定する。

第七章 年次学術総会

- 第 43 条 年次学術総会は、第 回日本内分泌学会学術総会と呼称する。
- 第 44 条 年次学術総会の会期は、原則として 3 日以内とする。
- 第 45 条 年次学術総会における講演抄録は、日本内分泌学会雑誌に掲載し会員に配布する。
- 第 46 条 年次学術総会における演題を選定するため、演題選定委員会をおく。
委員は地域、専門領域及び開催地を考慮して理事長が委嘱する。
- 第 47 条 年次学術総会の経費は、本会の学術集会費などをもって充てる。会長は収支決算書を作成し、理事長に報告する。
- 第 48 条 年次学術総会における業績発表は会員に限る。但し、会長が特に委嘱するものはこの限りではない。

第八章 支 部

- 第 49 条 本会に地方組織として支部を置く。
- 第 50 条 支部を置く場合には、理事会及び代議員会の議を経なければならない。
- 第 51 条 支部の会員は原則として日本内分泌学会会員とする。
- 第 52 条 支部の運営は、別に定める日本内分泌学会支部内規に基づき、各支部において定める会則により行う。支部会則は理事会に報告するものとする。

第九章 分 科 会

- 第 53 条 本会に分科会を置くことができる。
- 第 54 条 分科会を置く場合には、理事会、評議員会及び総会の議を経なければならない。
- 第 55 条 分科会の会員は、原則として日本内分泌学会会員とする。

- 第 56 条 分科会の運営は、別に定める各分科会会則により行う。分科会の会則を定める場合及びこれを変更する場合、その他重要な事項は、日本内分泌学会の承認を得なければならない。
- 第 57 条 分科会会長又はその代理者は、日本内分泌学会理事会に出席することができる。

第十章 雑 則

- 第 58 条 会則及び細則施行に関し必要な規定は、理事会の議を経てその都度別にこれを定める。
- 第 59 条 本細則を改正するためには、理事会、評議員会及び総会の議決を経なければならない。
- 第 60 条 本細則は、昭和 59 年 12 月 11 日より適用する。